

外貨預金および非居住者円預金規定

1. (適用範囲)

外貨預金および非居住者円預金には本規定を適用します。

2. (適用法令)

外貨預金及び非居住者円預金についての取引は、外国為替関連法規の定めに従って取り扱うものとします。

3. (為替リスク)

預金者は、外国為替相場の変動によっては、外貨預金の払戻し時の円貨額が預入れ時の円貨額を下回り、損失が生じるリスクがあることを理解し、預金者自らの判断と責任において外貨預金を行うものとします。外国為替相場の変動により生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前記(1)もしくは(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情等を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前記(1)から(3)に基づく取引等の制限を解除します。

5. (預け入れ等)

- (1) 外貨預金への預け入れは、外貨普通預金、非居住者円普通預金については1通貨単位以上、また外貨定期預金、非居住者円定期預金については100通貨単位以上とします。
- (2) 円貨と交換した外貨を預け入れる場合には、当行所定の当該外貨の電信売相場(TTS)を適用します。但し、10万通貨単位以上に相当する金額の外貨を預け入れる場合には、取引時における銀行間外国為替市場の実勢相場を基準として、当行が定める相場を適用します。
- (3) 通貨の種類によっては、当行の都合により預け入れをお断りすることがあります。

6. (ステートメント)

外貨普通預金および非居住者円普通預金については通帳の発行に代えて、預金者に対しステートメントを発行します。ステートメントの記載内容は、当行所定の一定期間中の外貨普通預金および非居住者円普通預金の預入、払戻し、解約等の取引明細とします。

7. (払い戻し等)

- (1) 外貨普通預金または非居住者円普通預金からの払い戻しの際は、当行所定の払戻請求書に、届出の署名または印章により、署名または記名押印して提出してください。
- (2) 外貨定期預金、非居住者円定期預金の解約または書替継続の際は、預金証書の受取人欄、または預金証書が発行されていない場合には、当行所定の払戻請求書に、届出の署名または印章により署名または記名押印して提出してください。また、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (3) 外貨預金または非居住者円預金の残高が同日中に呈示された数通の払戻請求書の合計額に充たないとき、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) 外貨預金からの円貨による払い戻しの場合は、為替予約のある場合は予約相場を、その他の場合は当行所定の電信買相場(TTB)を適用し、当行所定の方法に従い計算します。但し、外貨預金からの払い戻し金額が10万通貨単位以上に相当する金額の場合は、取引時における銀行間外国為替市場の実勢相場を基準として、当行が定める相場を適用します。外国為替市場が開かれていない場合には、外貨預金からの円貨による払い戻しはできません。但し、当行がやむを得ないものと認めて、例外的に払い戻しする場合は、当行所定の手続きにより取り扱います。
- (5) 通貨の種類によっては、外貨による払い戻しができないことがあります。
- (6) 多額の外貨現金による払戻しの場合は、現金を用意するために時間を要することがありますので、予め申出て下さい。

8. (入出金の停止および解約)

(1) 次の各号記載の事由のいずれかが発生した場合は、当行は、外貨普通預金口座、または非居住者円普通預金口座に関する入金および出金を停止し、または預金者に通知することにより、外貨普通預金口座、または非居住者円普通預金口座を解約することができるものとします。上記の入出金の停止および解約には、預金者の同意を要しないものとします。解約通知の預金者へ到達のいかんにかかわらず、当行が預金者の届出の住所に宛てて解約通知を発信した時に解約されたものとします。

- ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座が名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② 預金者が後記16.に違反した場合
- ③ 預金口座が法令または公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または前記4. (1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- ⑤ 前記4. (1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の期限が1年以上に亘って解除されないとき
- ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

(2) 外貨預金および非居住者円預金口座は、次の①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当行は外貨預金および非居住者円預金口座の開設をお断りするものとします。また前記(1)のほか、次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は外貨預金および非居住者円預金取引を停止し、または預金者に通知することにより外貨預金および非居住者円預金口座を解約することができるものとします。

- ① 外貨預金および非居住者円預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 外貨預金および非居住者円預金の預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前記AからEに準ずる者
- ③ 外貨預金および非居住者円預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為

(3) 預金者が、当行が別途定めて公表する一定の期間中、外貨普通預金または非居住者円普通預金の入金又は出金をしなかった場合には、当行は、前記(1)の規定に準じて、当該預金口座を解約することができるものとします。当行が法令に基づいて預金を解約する場合も同様とします。

(4) 前記(1)又は(3)の規定により、預金口座が解約され、預金残高がある場合は、預金者の取引店に対する申出により、預金残高を払戻します。申出に際しては、届出印をご持参ください。この場合、当行は預金残高の払戻しまでに相当の期間をおき、また必要な書類等の提出または保証人を立てることを求めることがあります。

9. (利 息)

- (1) 外貨普通預金については当該通貨の1通貨単位、また外貨定期預金については当該通貨の補助通貨単位を付利単位とし、当行所定の方法に従い利息を計算します。
- (2) 非居住者円普通預金、非居住者円定期預金は100円を付利単位とし、当行所定の方法に従い利息を計算します。
- (3) 外貨定期預金、非居住者円定期預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日(払戻日)または書替継続日の前日までの期間について当行所定の利率によって計算します。
- (4) 外貨定期預金、非居住者円定期預金の満期日前の解約は原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものとして満期日前の解約を認めた場合は、利息は、預入日または直近の書替継続日から解約日の前日までの期間について当行所定の利率によって計算します。
- (5) 通貨の種類によっては、預金の種類にかかわらず利息を付さないものがあります。

10. (貸 越)

外貨預金および非居住者円預金勘定についての貸越はいたしません。

11. (手数料等)

外貨預金および非居住者円預金を通じて行われる取引に関する手数料、外貨受払いに伴う手数料、残高振替に伴う手数料および外国紙幣で預け入れまたは払い戻しする場合の手数料、その他諸利息、諸費用については当行所定の料率によるものとします。

12. (署名または印鑑の届出)

外貨預金および非居住者円預金の払い戻しおよび諸届出書類に使用する署名または印鑑はあらかじめ当行に届出てください。

13. (届出事項の変更、預金証書の再発行等)

- (1) 預金証書や印章を失ったとき、または印章、氏名、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の様式により書面により届出てください。届出の前に生じた原因による損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 預金証書や印章を失った場合の預金の元利金の支払いまたは預金証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

14. (印鑑照合)

預金証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (各種預金規定)

外貨預金および非居住者円預金には、本規定のほか、当行が預金の種類毎に別に定める預金規定を適用するものとします。本規定は各種預金規定に別段の定めがある場合を除き、総ての外貨預金および非居住者円預金に適用します。

16. (譲渡、質入れの禁止)

預金者は、預金または預金契約上の権利もしくは地位を他に譲渡し、担保の目的とし、その他第三者の権利の目的とし、または第三者に利用させることはできません。預金者は預金契約上の義務を他人に引受けさせまたは他人に履行させることはできません。

17. (取引店の範囲)

外貨預金および非居住者円預金の預け入れ、払い戻しは、取引店に限り取り扱います。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、預金者は、外貨預金または非居住者円預金の残高と、預金者の当行に対する借入金債務、保証債務等の債務とを、対当額で相殺することができます。外貨定期預金もしくは非居住者円定期預金の満期日が未到来の場合であっても同様とします。また、外貨預金または非居住者円預金に、預金者または第三者の当行に対する債務を担保するため質権が設定されている場合も同様とします。
- (2) 預金者が前項の規定により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、預金者は相殺通知書を預金証書または、預金証書が発行されていない預金については、払戻請求書とともに当行に提出するものとします。預金者が当行に対し複数の債務を負担している場合には、預金者は、相殺通知書中で、充当の順序を指定するものとします。ただし、預金者の当行に対する債務(保証債務を含む)を担保するため預金に質権が設定されている場合は、当該債務から先に充当するものとします。預金に複数の質権が設定されている場合は、質権の順位にしたがい、質権で担保されている債務者の債務に充当するものとします。第三者の当行に対する債務を担保するために預金に質権が設定されており、かつ預金者が当該第三者の債務を保証している場合は、上記規定にかかわらず、預金者の当該保証にもとづく債務から先に充当するものとします。
 - ② 預金者が前記①によりの充当の順序を指定しなかった場合は、当行の指定する順序により充当するものとします。
 - ③ 預金者による前記①の充当の順序の指定により、当行の債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べて、担保および保証の状況等を考慮して、充当の順序を指定することができるものとします。
- (3) 本規定により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 預金の利息は相殺通知が当行に到達した日の前日までの期間につき、約定利率を適用して計算するものとします。
 - ② 借入金等の預金者の債務の利息、割引料、延滞損害金等は、相殺通知が当行に到達した日までの期間につき、当行所定の利率または料率により計算するものとします。また、本項の規定による相殺により借入金等を期限前弁済した場合は、当行は未経過期間についての利息を請求しないものとします。
- (4) 本規定により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、本規定により相殺する場合にも、その定めにしたがうものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合にも、預金者は、その制限がないものとして、本規定にしたがい相殺することができるものとします。

19. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、後見、保佐または補助が開始された時は、預金者は直ちに成年後見人、保佐人または補助人の氏名その他当行が求める事項を書面によって取引店に届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、後見監督人が選任されたときは、預金者は直ちに後見監督人の氏名その他当行が求める事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) 預金者がすでに補助、保佐もしくは後見開始の審判を受けている場合、または後見監督人が選任されている場合にも、前記(1)および(2)と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に変更が生じた時にも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前の原因により生じた損害については、当行は責任を負いません。

20. (変更・取消)

- (1) 外貨預金および非居住者円預金の預入れまたは払戻しに関する日時、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件について、預金者と当行が合意をした後は、その取引実行の前後を問わず取引の取消または取引条件の変更はできません。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて、変更または取消に応じる場合には、預金者はそのために生じる一切の手数料、費用、精算金、損害金等を、当行に支払うものとします。

21. (準拠法・裁判所管轄権)

この規定およびこれに付随する規定は日本の法律により解釈するものとし、万一この規定もしくはこれに付随する規定またはそれらに基づく取引に関し紛争が発生したときは、預金者が外貨預金または非居住者円預金取引を行う当行の店舗の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

22. (本規定の改定)

この規定およびこれに付随する規定は日本の法律により解釈するものとし、万一この規定もしくはこれに付随する規定またはそれらに基づく取引に関し紛争が発生したときは、預金者が外貨預金または非居住者円預金取引を行う当行の店舗の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

みなと外貨定期預金（自動継続型）預金規定

みなと外貨定期預金（自動継続型）には、以下の規定を適用します。
以下の規定に定めのない事項については「外貨預金および非居住者円預金規定」を適用します。

1.（取扱い通貨）

みなと外貨定期預金（自動継続型）には、米ドル、ユーロ、オーストラリアドルをお預け頂きます。

2.（預け入れ等）

- （1）預け入れは、原則として、同一名義人の円預金もしくは外貨預金からの振替によるものとします。一部店舗に限り、外貨現金による預入も可能です。
- （2）預け入れ金額は、1,000通貨以上とします。

3.（証書の非発行）

原則として預金証書は発行いたしません。新規預け入れ時に、預金者に対し、預金の内容を記載した外貨預金受取書兼計算書を発行します。また、3・6・9・12月末時点で口座を保有している預金者に対し、「ご資産状況のお知らせ」を郵送します。

4.（利息）

利息は、外貨預金受取書兼計算書に記載の期間および利率によって計算し、満期日に預金が続けられた場合は、預金の元金に組み入れます。付利単位は1セント単位1年を360日の日割計算とします。

5.（自動継続）

- （1）預金は、外貨預金受取書兼計算書に記載された満期日に、従来と同一の期間のみなと外貨定期預金（自動継続型）として自動的に元利継続されます。継続後の預金の満期日は、継続日の預入期間経過後の応当日とします。ただし、応当日が銀行営業日でないときは、預入期間が1年に満たない預金については応当日の翌銀行営業日を、預入期間1年の預金については応当日の直前銀行営業日を継続後の預金の満期日とします。以後、各満期日毎に同様に自動継続されます。休日に関する法律の改正等の理由により、外貨預金受取書兼計算書に記載された満期日が、事後的に銀行営業日でなくなった場合も、預金者に対し通知することなく、上記ただし書きの規定を適用します。
- （2）継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

6.（継続の停止、払戻し）

- （1）預金者が預金の継続を停止する場合は、満期日（継続をした場合は継続後の満期日）までに、その旨を申出てください。申出があったときは、満期日に預金元利金を支払います。預金者が満期日までに当行所定の払戻し請求書を提出しなかったときは、継続を停止する旨の申出はなかったものとし、預金は、上記5の規定にしたがい継続されます。
- （2）預金の払戻しは、預金者と同一名義人の円預金または外貨預金への振替によります。現金による払戻しは致しません。
- （3）預金の払戻しに際しては、当行所定の払戻し請求書に届出の署名および印鑑により署名または記名、捺印して提出してください。
- （4）その他当行所定の払戻し手続きによります。

7.（為替予約）

満期日における預金の払戻し元利金について、一度だけ為替予約をご利用になれます。（一部商品では、その商品性から為替予約をご利用いただけない場合があります。）

以 上